

市役所からの お知らせ

税

事業主の皆さんへ
給与支払報告書は1月31日まで

令和2年中に給与等を支払った場合、給与支払者は従業員等が居住する住所地（令和3年1月1日現在の市町村へ1月31日までに、令和3年度の給与支払報告書を提出することになっています。令和2年中に退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

▼個人事業主の方へ

総括表には、マイナンバーを記載してください。提出には、番号および本人確認書類として、「マイナン

バーカード」または「通知カード＋運転免許証等の本人確認書類」の提示（郵送の場合は、写しの提出が必要です。

問合せ先 税務課

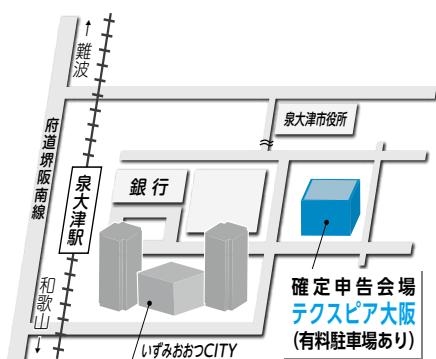
☎ (275) 6097

泉大津税務署の確定申告作成会場はテクスピア大阪です

開設期間 2月16日～3月15日の午前9時～午後4時（土・日曜日、祝

日を除く）

持ち物 ボールペン、計算器具



※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から会場への入場には「入場整理券」が必要です。会場の混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。また、

納税には、口座振替を 便利な

納税に口座振替をご利用いただくと、指定した口座から市税等が自動的に引き落とされるので、便利で納め忘れがありません。なお、相続、贈与、新・増改築等により、土地・家屋の所有者及び持分に変更がある場合は、新たに口座振替の手続きが必要です。手続きには、預金通帳・届出印・納付書または領収書を持って、市役所へお申し込みください。

問合せ先 税務課 ☎ (275) 6094

令和3年度の口座振替日と口座振替申込期限

対象税目	振替期別	振替日（納期限）	申込期限
固定資産税 都市計画税 （償却資産を含む）	全期前納分	令和3年 5月31日	令和3年 2月末日
	第1期分	// 3年 5月31日	// 3年 2月末日
	第2期分	// 3年 8月2日	// 3年 6月末日
	第3期分	// 3年12月20日	// 3年11月19日
	第4期分	// 4年 2月28日	// 4年 1月末日
市・府民税 （普通徴収）	全期前納分	// 3年 6月30日	// 3年 3月末日
	第1期分	// 3年 6月30日	// 3年 3月末日
	第2期分	// 3年 8月31日	// 3年 7月末日
	第3期分	// 3年11月1日	// 3年 9月末日
	第4期分	// 4年 1月31日	// 3年12月末日

※口座振替の申込期限は、申込用紙が金融機関から市役所に到達する日を表します。
※口座振替は納期限内のものに限ります。また、過年度分の口座振替はできません。

口座振替取扱 金融機関

三菱UFJ銀行
池田泉州銀行
三井住友銀行
関西みらい銀行
紀陽銀行
みずほ銀行
りそな銀行
三井住友信託銀行
大阪信用金庫
近畿産業信用組合
近畿労働金庫
いずみの農業協同組合
成協信用組合
ゆうちょ銀行・郵便局

問合せ先 泉大津税務署

☎ 0725(33) 5601



パソコン、スマートフォン等をお持ちの方は、ご自宅で国税庁ホームページを利用して作成・送信することもできます。

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第4期分

2月1日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストア等で納めてください。

国民年金

新成人の皆さんへ 20歳を迎えたら国民年金

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、現役世代みんなを支える仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとった、病気や事故で障がいが残った、家族の働き手が亡くなったなどの時に、年金を受け取ることができます。

◆国民年金のポイント

▼将来の大きな支えになります

20歳以上60歳未満の人が加入し、保険料を納める制度です。基礎年金の半分が国庫負担で賄われ、賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されるので大変有利です。ただし、納め忘れ等があると年金を受け取れないこともあるのでご注意ください。

▼老後のためだけのものではありません

年をとったときの老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残ったときに受け取る障害年金、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維

持されていた遺族が受け取る遺族年金があります。

※障害・遺族年金は、支給される条件があるので窓口でご相談ください。

◆保険料の納付が猶予される制度

■学生納付特例制度

対象 本人の所得が一定額以下で、学校教育法に規定する大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)・一部の海外大学の日本分校に在学する方

■納付猶予制度

対象 本人および配偶者の所得が一定額以下で学生でない50歳未満の方
問合先 堺西年金事務所 ☎(243) 7900または市民課 ☎(275) 6241

後期高齢者医療

75歳を迎え、後期高齢者医療の被保険者となる方へ

後期高齢者医療の被保険者証は75歳の誕生月の前月にお送りします。保険料の賦課は誕生月からで、納付

は原則として誕生月の翌月からです。

なお、国民健康保険料を口座振替で納付していた方が後期高齢者医療の被保険者となり、口座振替を希望する場合でも、新たに口座振替の手続きが必要です。金融機関または健康保険係の窓口へ通帳・届出印・被保険者証を持参し、手続きを行ってください。

問合先 健康づくり課

☎(275) 6392

特別徴収(年金からの保険料支払い)から口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料を特別徴収(年金からの支払い)で納めることになっている方で、口座振替での支払いを希望される方は申し出(納付方法変更申出書の提出)により変更が可能です。希望する方は、口座振替の手続きが必要なので、通帳・届出印をお持ちください。

現在、口座振替をご利用の方についても申し出をされていない場合は、今後、特別徴収となる場合があるのでご注意ください。

問合先 健康づくり課

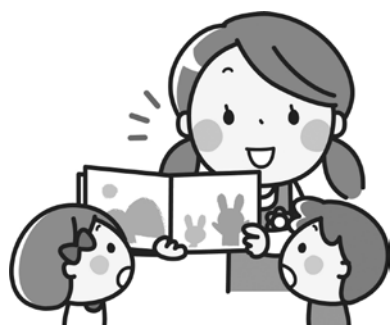
☎(275) 6392

各種

幼稚園教諭の登録者を募集します

加茂幼稚園の保育業務における幼稚園教諭(パートタイム会計年度任用職員)の登録者を募集します。登録者については、幼稚園教諭が欠員等により必要となった場合に連絡します。

応募・問合先 履歴書(市販)、免許状の写しを教育総務課「〒592・8585(住所記載不要)」☎(275) 6428へ持参または郵送



Net119緊急通報システム

「Net119緊急通報システム」とは、聴覚・言語機能障がいのある方が、スマートフォン等のインターネット機能を利用し、音声に頼らずに119番通報ができるシステムです。通報者と消防局でチャットによる文字情報のやりとりを行い、GPS機能で自分の位置を伝えることができます。利用には事前登録が必要になりますので、ご希望の方はお問い合わせください。

問合先 堺市消防局通信指令課 ☎
(238) 6053、FAX (223) 6938

「ご寄附ありがとうございました」

医療法人医進会高石加茂病院（理事長・橋本武志氏）から福祉基金に、100万円のご寄附をいただきました。

【健幸ポイント】新規参加者説明会！

今こそ、運動習慣を身に付けませんか？貯めたポイントは商品券等に交換できます。

日時 1月30日（土）、2月18日（木）①午前10時30分～11時30分、②午後1時～2時

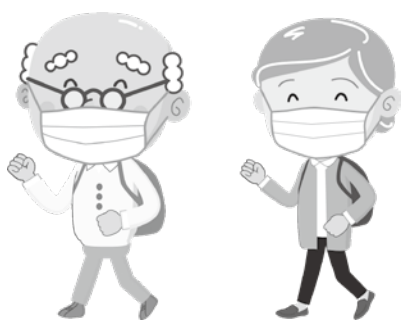
場所 市役所（別館3階）

対象 市内在住の20歳以上の方

募集 各回28人（先着順）

入会料 500円（健幸ポイント事業に参加される方のみ）

申込・問合先 スマートウェルネス推進班 ☎ (267) 1161



意図せぬ手数料が！ クレジットカードの初期設定が リボ払いだった

事例

旅行の際に、カード会社に勧められてクレジットカードを作った。申し込む際、利用限度額の確認はあったが、支払い方法の確認はなかった。初めて届いた利用明細を見て、手数料が取られており、リボ払いになっていたことに気付いた。

（当事者：学生 女性）

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



リボリング払い（以下「リボ払い」という。）とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、支払残高がわかりにくい、支払いが長期化するなど注意が必要です。クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払い方法がリボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。分からない点はカード会社に説明を求めましょう。利用明細を定期的に確認し、心当たりのない手数料が請求されているなど、不明な点があるときは、すぐにカード会社に問い合わせることも大切です。困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎ (267) 5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00～16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

「誰か」のこと じゃない

あけましておめでとうござい
ます。令和3年、2021年を
迎えました。

令和に入って3年目となる本
年1月1日は、21世紀に日本で
生まれた人が成人を迎える最初
の日となりました。そして、3
月11日は被災地域が東日本全域
に及ぶ大災害をもたらした東日
本大震災の発生、さらに東京電
力福島第一原子力発電所の事故
から10年になります。また、新
型コロナウイルス感染症の世界
的流行により延期となった、第
32回オリンピックが7月23日か
ら、第16回パラリンピックが8
月24日から開催されます。

さて、令和元年には、8月に
九州北部を中心とする集中豪雨
や、9月、10月の2度の台風、
そして昨年7月には、九州を中
心とした大雨等により、いづれ
も各地で河川の氾濫や洪水浸水
に見舞われ、多くの尊い人命が
失われる等、甚大な被害がもた
らされました。災害は地域住民
に深刻な状況を及ぼします。特
に女性や子ども、障がいのある
人など、社会的に弱い立場にあ
る人々への影響は非常に大きい
ものがあります。

一方、新型コロナウイルス感
染症に関しては「コロナ差別」、
「コロナいじめ」と呼ばれる不
当な差別、偏見、いじめ等様々
な人権問題が発生するとともに
自粛生活の中で、DVや児童虐
待の増加も懸念されています。

令和の時代となり、未来に向
け社会全体で人権問題に取り組
み、誰もがお互いの人権を尊重
し合う「心のバリアフリー」を
一層推進していく必要があります。
法務省では、令和元年度に
未来に向けて社会全体で人権問
題に取り組もうという機運を継
承していくため、人権啓発キャ
ッチコピーのコンテストを実施
し、最優秀作品に選ばれた
「『誰か』のこと じゃない」
を、今後の啓発活動の重点目標
としました。そして、様々な人
権課題について、自分以外の
「誰か」のことではなく、自分
自身のこととして考えてもらえ
るよう次の17項目を啓発活動強
調事項に掲げています。

人々に対する偏見や差別をなく
そう。7 外国人の人権を尊重し
よう。8 「HIV感染者等」、
9 「ハンセン病患者・元患者・
その家族」、10 「刑を終えて出
所した人」に対する偏見や差別
をなくそう。11 犯罪被害者とし
ての家族の人権に配慮しよう。12
インターネットによる人権侵害
をなくそう。13 北朝鮮当局によ
る人権侵害問題に対する認識を
深めよう。14 ホームレスに対す
る偏見や差別をなくそう。15 性
的指向及び性自認を理由とする
偏見や差別をなくそう。16 人身
取引をなくそう。17 東日本大震
災に起因する偏見や差別をなく
そう。

人権推進課

☎(275) 6279

感染リスクが高まる場面に気をつけましょう

問合先 地域包括ケア推進課
☎(267)1160

■ 飲酒を伴う懇親会等

敷居などで区切られている狭い空
間に、長時間、大人数が滞在す
ると、感染リスクが高まります。ま
た回し飲みや箸などの共用も感染リ
スクが高まる原因になるので控え
ましょう。



■ 大人数や長時間におよぶ飲食

大声になり飛沫が飛びやすくなる
5人以上の大人数での飲食、長時
間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、
深夜のはしご酒では、日常の食事
に比べて感染リ
スクが高まるので、
注意しましょう。



■ マスクなしでの会話等

マスクなしの近距離での会話やカ
ラオケに行くことで、飛沫感染や
マイクロ飛沫感染での感染リスク
が高まります。車
やバスで移動す
際の車中でも注
意が必要です。

